

学生・保護者の皆さんへ

学生支援部長 西川 三恵子

## 令和4年度後期授業に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年度後期の授業につきましては、前期と同様に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じたうえで、原則、対面授業を継続することとなっています。

この対面授業を欠席する場合は、以下に示すとおり、その状況や理由によって手続き等が異なりますので、まずは担当窓口であるキャリア支援課に連絡を取り事後の指示を受けてください。

### ① 発熱、のどの痛み、ならびにワクチン接種後の副反応で欠席する場合

発熱、のどの痛み、ならびにワクチン接種後の副反応で授業を欠席する場合は、必ず事前(授業開始時刻前)にキャリア支援課に連絡してください。症状が回復した後は、キャリア支援課で「特別欠席」に関する手続きを経た後、欠席した授業の担当教員に自ら届け出を行ってください。なお、症状が回復せず2日以上欠席する場合は、毎日キャリア支援課に連絡してください。

### ② 保健所や病院から感染症陽性者や濃厚接触者に認定されて欠席する場合

感染症陽性者や濃厚接触者に認定され(認定される可能性がある場合も含む)授業を欠席する場合は、必ず事前にキャリア支援課に連絡してください。キャリア支援課・教務課で状況を確認し、教務課が科目担当教員に連絡したうえで、授業受講の方法などを連絡します。

### ③ 対面授業の出席が不安で欠席する場合

対面授業の出席が不安で授業を欠席(朝の満員電車・バスで通学が不安な場合は、1限目のみの欠席を認めます。)する場合は、事前にキャリア支援課に連絡し、「特別欠席願」(要保護者の承諾)を提出してください。キャリア支援課の担当職員が保護者に直接連絡・確認をしたうえで、教務課が科目担当教員に連絡し、授業受講の方法などを連絡します。

特別欠席期間中は、週に1回程度担任から電話連絡等があり、自宅での課題の取組状況等について確認がありますのでご承知おきください。

この場合の申請は1ヶ月単位となりますので、翌月の申請は前月の25日までに行ってください。ただし、9月の申請については9月9日(金)までとします。

また、当措置は学生本人に既往歴がある場合、家族に高齢者や医療従事者がいる場合など、外出が不安な学生に対して認める措置です。したがって、当措置を認められた学生がアルバイトをしたり、不要不急の外出をしたりすることは原則的には認められませんので注意してください。

なお、成績評価に係る試験や成績再評価期間での試験(追試験及び再試験)については、原則、対面で実施するので注意してください。

連絡先:キャリア支援課(学生担当)

電話番号:093-693-3003、3433